

## 鳥取県おうちで子育てサポート事業交付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県おうちで子育てサポート事業交付金（以下「本交付金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 在宅育児世帯 保育所等を利用せずに0歳児の児童の育児を在宅で行っている世帯（住居若しくは生計を共にする者の集まり又はこれらと同等のものとして市町村が認めたものをいう。）をいう。
- (2) 保育所等 保育所、認定こども園、小規模保育事業所その他国、県又は市町村が運営費支援を行っている施設又は事業所をいう。
- (3) 現金給付事業 在宅育児世帯（生活保護世帯を除く。）に対して現金の給付をする事業をいう。
- (4) 現物給付事業 在宅育児世帯に対して現物の給付をする事業をいう。
- (5) サービス利用料の軽減事業 在宅育児世帯が利用する一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター等の保育サービスの利用料を軽減する事業をいう。

### (交付目的)

第3条 本交付金は、保育所等を利用する世帯に対して子育て支援として保育料無償化の取組を進めてきたことを踏まえ、子育て支援の対象をより広げる観点から、在宅育児世帯に対しても経済的支援を行うことにより、保護者の子育ての選択肢を広げ、もって県民の希望出生率の実現に寄与することを目的として交付する。

### (交付金の交付)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「交付対象事業」という。）を行う市町村に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。

- 2 本交付金の額は、交付対象事業に要する別表の第3欄に掲げる経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。以下「交付対象経費」という。）から本交付金に係る過年度分の返還必要相当額を控除した額と第5欄に定める補助限度額とを比較して少ない方の額に同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（千円未満の端数が生じた場合は、こ

れを切り捨てた額とする。)とする。

- 3 鳥取県産業振興条例(平成23年12月鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、交付対象事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本交付金の交付申請は、子ども家庭部長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号から様式第3号までによるものとする。
- 3 本交付金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本交付金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本交付金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本交付金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本交付金の増額又は2割以上の減額を伴うもの以外の変更とする。

- 2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、交付対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日
  - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、交付対象事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号から様式第3号までによるものとする。
  - 3 本交付金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時

点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない

（雑則）

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月4日から施行し、平成29年度以降の事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成30年3月28日から施行し、平成30年度以降の事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月11日から施行し、平成31年度以降の事業について適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月19日から施行し、令和2年度以降の事業について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月30日から施行し、令和3年度以降の事業について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月30日から施行し、令和4年度以降の事業について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年9月21日から施行し、令和5年7月28日から適用する。

別表（第4条関係）

1 交付対象事業	2 事業実施主体	3 交付対象経費	4 交付率	5 交付限度額	6 条件
<p>(1) 現金給付事業を行う場合 (現金給付事業と併せて現物給付事業又はサービス利用料の軽減事業を行う場合を含む。)</p>	<p>市町村</p>	<p>(1)交付対象経費 現金給付事業（併せて行う現物給付事業又はサービス利用料の軽減事業を含む。以下同じ。）を行うために必要な経費 (2)対象外経費 ア 現金給付事業に要する事務経費 イ 次に掲げる経費 （ア）現金給付事業に係る非常勤職員、臨時的任用職員、短期雇用される者及び派遣会社から派遣された者に係る報酬・賃金 （イ）（ア）に類する人件費相当の経費</p>	<p>1 / 2</p>	<p>次の算式により算出した額とする。 (算式) 3万円×算定児童への給付対象延べ月数 (注1)「算定児童」とは、保育所等を利用していない0歳児であって、育児休業給付金(公務員にあつては、育児休業手当金。以下同じ。)の支給を受けていない在宅育児世帯(生活保護世帯を除く。)の児童をいう。 (注2)給付対象延べ月数は、1人につき10か月を限度とする。 (注3)月額3万円未満の額で現金を給付する場合は、交付限度額の範囲内で育児休業給付金の支給を受けている世帯の児童も対象とすることができる。</p>	<p>定期的な訪問、面談、ネウボラ事業の取組など受給者の育児の状況を把握する取組を一体的に実施すること。</p>
<p>(2) 現物給付事業又はサービス利用料の軽減事業のみを行う場合</p>		<p>(1)交付対象経費 現物給付事業又はサービス利用料の負担軽減事業(以下「現物給付事業等」という。)を行うために必要な経費 (2)対象外経費 ア 現物給付事業等に要する事務経費 イ 次に掲げる経費 （ア）現物給付事業等に係る非常勤職員、臨時的任用職員、短期雇用される者及び派遣会社から派遣された者に係る報酬・賃金 （イ）（ア）に類する人件費相当の経費</p>		<p>次の算式により算出した額とする。 (算式) 3万円×0歳児数×未就園率×未就園者の育児休業給付金非受給率×10か月 (注1)「0歳児数」とは、前々年度の10月1日の0歳の推計人口をいう。 (注2)「未就園率」とは、次の算定により算出した率とする。 1-前々年度の0歳児の10月1日の保育所等利用待機児童数調査中の保育所等利用児童数/0歳児数 (保育所等利用児童数とは、保育所等利用待機児童数調査要領で定める当該調査の対象となる施設・事業の利用児童数を指す。) (注3)「未就園者の育児休業給付金非受給率」は、子育て・人材局長が毎年度通知する率とする。</p>	